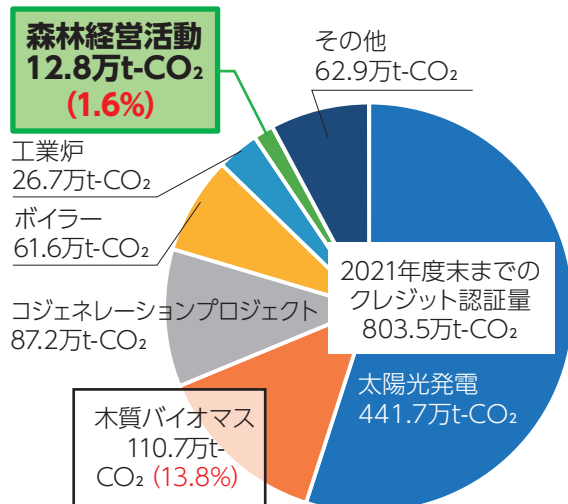


J-クレジット制度における 森林管理プロジェクトに 係る制度の見直しについて

■J-クレジット制度における認証クレジットの方法論別内訳



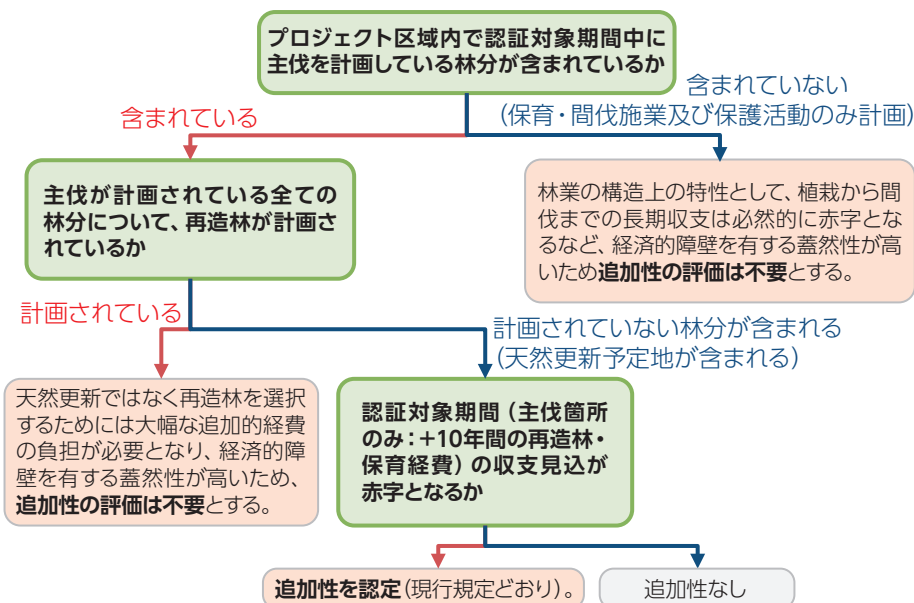
カーボンニュートラル社会への移行を推進するツールとして、J-クレジット制度に注目が集まっています。2013年度の制度発足以降、2021年度末までの累計クレジット認証量803.5万t・CO₂のうち、森林経営活動からの認証量は12.8万t・CO₂（1.6%）にとどまっております。クレジットを購入しようとする需要家からのニーズに応えるためには、森林分野においてクレジット供給量を拡大していくことが重要です。

このため、森林クレジットの創出拡大に向け、J-クレジット制度運営委員会の下に森林小委員会を設置して制度の見直しを検討してきました。さる8月5日、森林小委員会での議論の成果について、第27回J-クレジット制度運営委員会において審議され、森林管理プロジェクトの制度改定が決定されたため、その概要について紹介します。

追加性要件とは、J-クレジット制度が存在しなければ実施されない追加的な活動であることの証明を求めるものであり、原則として経済的障壁の有無によって評価されます。これまでの、認証対象期間中（8年間）の収支見込が赤字であることがプロジェクト登録に当たっての追加性要件と

〈森林管理プロジェクトの制度見直し〉

（1）追加性要件の見直し



されていましたが、今回の改定により、プロジェクト実施地において、①主伐が計画されていない場合、②主伐が計画されている個所の全てにおいて再造林が計画されている場合は、収支見込の評価は不要となりました。

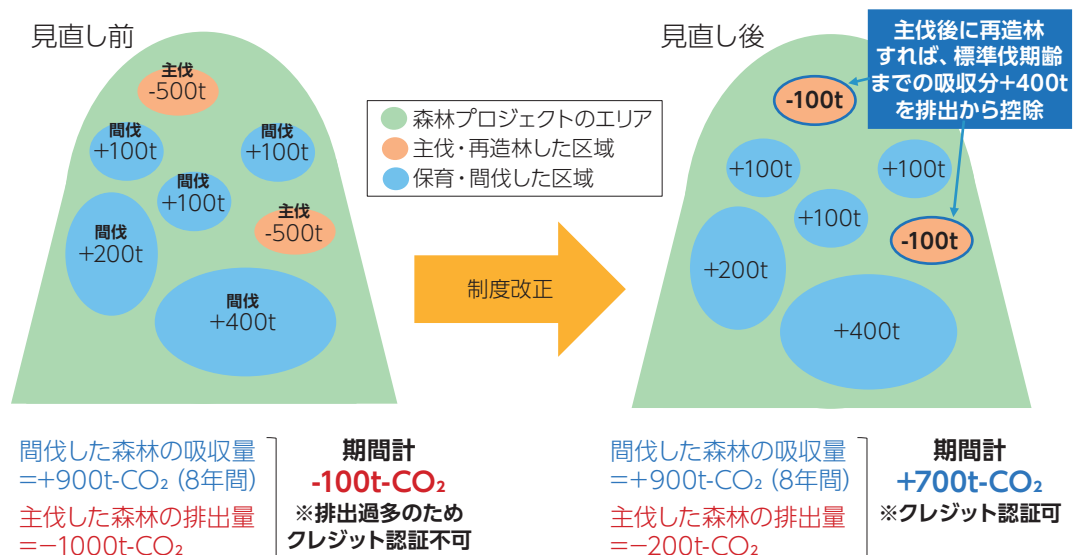
（２）主伐後に再造林を実施した場合の排出量・吸収量の算定方法の見直し

吸収量の算定に当たって主伐は「排出」として計上されますが、今回の改定により、主伐後の伐採跡地に再造林を実施した場合は、植栽樹種が標準伐期齢等（森林経営計画の認定要件として定められている主伐の下限林齢）に達した時点の炭素蓄積を主伐時に計上した排出量から控除することが可能となりました。図のモデルケースのように、スギ1haの主伐は500t・CO₂の排出が計上される一方、その後再造林を行えば、スギの標準伐期齢到達時点の400t・CO₂が控除されるイメージとなります。再造林後の林分の成長過程を通じた吸収量については、当該林分が標準伐期齢等に達するまで認証申請できませんが、植栽保育など最も経費を要するタイミングでクレジット収入を得ることが可能となります。

（３）伐採木材の炭素固定量のクレジット化

今回の改定で、プロジェクト実施地から出荷された原木について、建築等向け木材製品に加工されて、かつ、それが90年以上廃棄されずに利用され続ける炭素固定量を算定対象に追加できることとなりました。

主伐を含む森林プロジェクトの吸収量・排出量計上の見直しイメージ



（４）再造林活動方法論（F O・O O 3）の新設

主伐後の再造林が進まない現状を踏まえ、造林未済地を対象として森林の土地の所有者以外の者又は再造林のために無立木地を取得した者が再造林を行う場合に、当該森林が最大16年生に達する

までの吸収量を認証申請できる新たな方法論が承認されました。

● その他改正事項

（１）プロジェクト対象区域内の天然生林の吸収量算定対象への追加

森林施業の対象となる育成林に加え、森林経営計画作成区域内の保安林等に指定された天然生林であって、森林の保護に係る活動（森林病虫害の駆除・予防、鳥獣害の防止、火災予防等）が実施された区域を算定対象に追加することができるとなりました。

（２）認証対象期間の延長

原則8年間とされているプロジェクトの認証対象期間について、最大16年間に延長することが可能となりました。

我が国の人工林が成熟化する中、「伐って、使って、植える」循環システムを確立し、木材利用を通じた炭素の貯蔵効果を高めるとともに、成長が旺盛な若い森林を増やすことが、カーボンニュートラル社会の実現への貢献につながります。今回のJ・クレジット制度における森林管理プロジェクトの制度見直しにより森林クレジットの創出が促進され、それによりクレジットの販売収入を通じて林業経営の安定化が図られ、ひいてはさらなる林業の循環システムの構築と中長期的な森林吸収量の確保・強化につながる好循環を生み出すことが期待されます。